

平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：行政管理局企画調整課 他 4 課室

| 施策名 | 適正な行政管理の実施 | 政策体系上の位置付け (行政改革・行政運営) 政策 2 |
|--|---|--------------------------------|
| 施策の概要 | <p>国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p> | |
| <p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組んでいる。また、機構(組織)、独法等についても、着実に減量・効率化を進めている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に関して施行状況調査等の結果を見ると、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたもの等見受けられるところであるが、その状況は改善されつつある。</p> <p>(必要性)</p> <p>ア 国の行政組織等の減量・効率化については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要性が認められる。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用について、公正・適正な行政運営の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するためには、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、妥当でない不開示決定の判断、個人情報の漏えい事案等がなお存在することから、引き続き、本政策が必要性である。</p> <p>(有効性)</p> <p>ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組む一方で、重点分野に定員を配するメリハリのある定員管理を実施している。機構等についても、スクラップアンドビルドの原則に基づく組織の新設・改廃により着実に減量・効率化を進めている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、制度の周知、運用改善のための通知の発出、研修の実施等により、制度の利用拡大、適正な制度運営等がなされているということができ、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>ア 各省の判断と責任において弾力的・効率的組織運営が可能となる仕組みを採っている。また、定員管理等実態調査の合理化により、コストの削減を図る等、効率化を図っている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度については、改正法案の改正法案の立案に取り組む間、施行状況調査の実施時期等を見直すことにより、業務の効率化を図った。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用については、施行状況調査における集計の効率化や、参考事例を取りまとめ、各府省へ配布することで判断の効率化を図った。</p> | |

(反映の方向性)

- ア 国の行政組織等の減量・効率化が図られるよう、引き続き取り組んでいく。また次期定員合理化計画策定に取り組む。
- イ 行政手続法及び行政不服審査法等の改正及び現行制度の適正かつ円滑な運用を確保できるよう引き続き取り組んでいく。
- ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度について、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 達成目標 | 指標名 | 目標値 | 目標年度 | 18年度 (19年度査定) | 19年度 (20年度査定) | 20年度 (21年度査定) | 達成目標・指標の設定根拠・考え方 |
|---------------|----------|----------------------------------|------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 国の行政組織の減量・効率化 | 定員合理化進捗率 | (17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化 | 21年度 | 59.9% (19,901/33,230) | 80.8% (26,864/33,230) | 103.3% (34,318/33,230) | ・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。 |
| | 純減目標達成率 | (18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保 | 22年度 | 19.2% (3,631/18,936) | 40.9% (7,753/18,936) | 52.7% (9,974/18,936) | ・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。 |

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------------------|------------------------------|----------------|--|
| | 国の行政機関の定員の純減について | 平成18年6月30日閣議決定 | 国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。 |
| | 施政方針演説 | 平成21年1月28日 | 国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。 |
| 個人情報の保護に関する基本方針 | 平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部改正 | | 行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。 |

政策2 適正な行政管理の実施

基本目標

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。
行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法及び行政手続法等の改正法が成立した場合は、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

簡素で効率的な政府の実現、
行政の透明性の向上と信頼性の確保

行政組織のスリム化・効率化

・行政肥大化の抑止
・政策課題に対応した機構の新設・改廃等

参考指標：
機構の新設・改正・廃止等の審査状況

機構の新設・改廃・廃止等の審査

国の行政組織等の減量・効率化

(企画調整課)(管理官(査定))

・定員の純減
・メリハリのある定員配置

指標：
・定員の純減目標達成率
・定員の合理化進捗率
参考指標：
・定員の設置・増減・廃止等の審査状況

定員の
新設・改廃・
廃止等の審査

(企画調整課)(管理官(査定))

行政運営における公正の確保、
国民の権利利益の救済

国民の
権利利益保護
のレベル向上

行政手続法
及び
行政不服審査法
等の改正

行政手続制度・行政不服審査制度・
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の
適正かつ円滑な運用

(行政手続・制度調査室) (行政情報システム企画課)

情報公開と個人情報保護の推進

各制度の運用状況の把握・改善

参考指標：
・意見公募手続等における命令等の公布・決定等から結果公示までの期間
・不服申立ての処理期間
・情報公開・個人情報保護審査会諮問の結果、諮問庁の判断は妥当であるとされた事案の率
・個人情報保護の適切な管理のための監査実施率

各制度の施行状況を調査、結果周知、
改善通知、申合せ

参考指標：
・意見公募手続等の実施件数、提出意見数など
・不服申立て件数
・開示請求件数、開示決定件数など
・個人情報の漏えい等件数など

下位レベルの施策

(行政手続・制度調査室) (行政情報システム企画課)